

## 福岡県肝炎医療コーディネーターの養成及び活用に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、福岡県肝炎医療コーディネーターを養成し、住民への肝炎医療に関する普及啓発、患者やその家族への情報提供などの支援に活用することにより、肝硬変や肝がんへの移行を予防することなど、福岡県の肝炎対策を推進することを目的とする。

### (基本的な役割)

#### 第2条

- 1 福岡県肝炎医療コーディネーターは、第5条第1項の規定による認定を受けて、肝炎患者や肝炎ウイルス検査陽性者等（以下「肝炎患者等」という。）が適切な肝炎医療や支援を受けられるように、医療機関、行政機関その他の地域や職域の関係者間の橋渡しを行い、肝炎ウイルス検査の受検、検査陽性者の早期の受診、肝炎患者の継続的な受療が促進され、行政機関や医療機関によるフォローアップが円滑に行われるようにすることを基本的な役割とする。
- 2 福岡県肝炎医療コーディネーターは、前項に規定する基本的な役割を果たすため、相互に連携し、補完し合うものとする。

### (活動内容)

第3条 福岡県肝炎医療コーディネーターの主な活動内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 肝炎対策に関する情報提供及び普及啓発
- (2) 肝炎患者等を支援するための制度や窓口の案内
- (3) 肝炎の検査や治療に関する情報提供及び相談助言
- (4) 肝炎ウイルス検査の受検勧奨及び肝炎患者等への受診勧奨
- (5) 肝臓病教室、患者サロン等への参加
- (6) 事業主、人事管理部門、従業員の普及啓発
- (7) 職域の健康診断等における肝炎ウイルス検査の受検案内
- (8) 肝炎患者等が治療を受けながら仕事を続けるための職場環境の整備
- (9) 肝炎ウイルス検査の受検や肝炎患者等への理解の促進のための住民等の普及啓発
- (10) (1)から(9)のほか、前条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動

### (配置)

#### 第4条

- 1 福岡県肝炎医療コーディネーターは、肝疾患診療連携拠点病院（以下、「拠点病院」

という。) 、肝疾患専門医療機関等の医療機関及び検診機関、保健所及び市町村の肝炎対策担当部署、薬局、障害福祉サービス及び介護サービスの事業所、民間の企業や団体、医療保険者、肝炎患者の団体等に配置するものとする。

2 知事は、前項の機関に福岡県肝炎医療コーディネーターが配置されるように、協力を得て、第5条及び第6条の規定による福岡県肝炎医療コーディネーターの養成及び認定を行うものとする。

また、拠点病院、県内の肝疾患専門医療機関並びに保健所及び市町村の肝炎対策担当部署に福岡県肝炎医療コーディネーターが配置されるよう努めるものとする。

3 拠点病院は、福岡県肝炎医療コーディネーターが配置されている機関の一覧を作成し、公表するものとする。

4 県は、福岡県肝炎医療コーディネーターが配置されている機関に対し、毎年、その活動状況の報告（様式第1号）を求めるものとする。

（養成）

#### 第5条

1 拠点病院は、県からの委託により福岡県肝炎医療コーディネーターの養成及び技術向上を図るため、肝炎に関する知識や各種情報の習得に係る研修を行うものとする。

2 前項の対象者は、医師、薬剤師、看護師等の保健医療関係者、保健師等の保健所又は市町村で肝炎対策を担当する者、産業医等の企業又は団体に健康管理を担当する者、肝炎患者又はその家族その他肝炎の予防及び肝炎患者の支援の推進に意欲を有する者とする。

3 第1項に規定する研修の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 肝疾患の基本的な知識
- (2) 県の肝炎対策
- (3) 地域の肝疾患診療連携体制
- (4) 福岡県肝炎医療コーディネーターに期待される役割、心構え
- (5) 福岡県肝炎医療コーディネーターの具体的な活動事例

（認定）

#### 第6条

1 知事は、次に掲げる要件を全て満たした者を福岡県肝炎医療コーディネーターに認定し、認定証（様式第2号）を交付する。また、認定した者を福岡県肝炎医療コーディネーター名簿に登録を行うものとする。

- (1) 第5条の研修を受講した者。
- (2) 前号の研修に対するレポートの提出により、習得状況の確認ができた者。

- 2 知事は、前項の規定による認定を受けた者で、第5条の養成研修の翌年度に第8条第1項の福岡県肝炎医療コーディネーターフォローアップ研修（以下、「フォローアップ研修」という。）を受講した者については、認定証（様式第2号の2）及び認定バッジを交付する。
- 3 知事は、福岡県肝炎医療コーディネーターが次のいずれかに該当すると認めるときは、第1項の規定による認定を取り消し、前項に規定する名簿から登録を抹消する。
  - (1) 福岡県肝炎医療コーディネーターとして不適切な行為を行ったとき
  - (2) 疾病その他の理由により福岡県肝炎医療コーディネーターとして活動することが困難になったとき
  - (3) 本人から認定取消の申し出があったとき（様式第3号）
  - (4) その他、知事が福岡県肝炎医療コーディネーターとして不適切と認めるとき

（認定期間）

#### 第7条

- 1 前条第1項の認定を受けた者の認定期間は、認定日からその翌年度の3月31日までとする。
- 2 前条第2項の認定を受けた者の認定期間は、認定日の翌年度からとし期限は設けないものとする。

（技能向上及び活動支援）

#### 第8条

- 1 拠点病院は、研修及び情報提供等を実施し、福岡県肝炎医療コーディネーターの継続的な技能の向上と相互の連携の強化を図り、県はその活動を支援するものとする。
- 2 第6条第2項の認定を受けた者は、技能向上の観点から少なくとも5年間毎に拠点病院が開催するセミナー等を受講することが望ましいものとする。
- 3 県は、第4条第4項の報告を基に肝炎医療コーディネーターの活動内容や、配置されている医療機関、行政機関などのリストを、県や拠点病院のホームページ、広報誌その他様々な広報手段を検討し、周知を図るものとする。

（守秘義務）

- 第9条 福岡県肝炎医療コーディネーターは、正当な理由なく、その活動を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。第6条第3項の規定により認定を取り消された後も同様とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、福岡県肝炎医療コーディネーターについて必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年5月20日から施行し、令和元年5月1日から適用する。

福岡県肝炎医療コーディネーター活動報告書

記入日： 年 月 日

記入者：

施設名	※医療機関や検診機関の方はご記入ください。
肝炎治療コーディネーターの人数	
職種（○を記入してください）	（医師、看護師、薬剤師、事務、その他）

活動内容について、○をご記入ください。※活動期間は、4/1～3/31の1年度となります。

(1) 肝炎対策に関する情報提供及び普及啓発

（ はい ・ いいえ ） 「はいの方」は誰に（患者・家族・その他 [ ] ）

(2) 肝炎患者等を支援するための制度や窓口の案内

（ はい ・ いいえ ） 「はいの方」は誰に（患者・家族・その他 [ ] ）

(3) 肝炎の検査や治療に関する情報提供及び相談助言

（ はい ・ いいえ ） 「はいの方」は誰に（患者・家族・その他 [ ] ）

(4) 肝炎ウイルス検査の受検勧奨及び肝炎患者等への受診勧奨

（ はい ・ いいえ ） 「はいの方」は誰に（患者・家族・その他 [ ] ）

(5) 肝臓病教室、患者サロン等への参加

（ はい ・ いいえ ） 「はいの方」は誰に（患者・家族・その他 [ ] ）

(6) 事業主、人事管理部門、従業員の普及啓発

（ はい ・ いいえ ） 「はいの方」は誰に（患者・家族・その他 [ ] ）

(7) 職域の健康診断等における肝炎ウイルス検査の受検案内

（ はい ・ いいえ ） 「はいの方」は誰に（患者・家族・その他 [ ] ）

(8) 肝炎患者等が治療を受けながら仕事を続けるための職場環境の整備

（ はい ・ いいえ ） 「はいの方」は誰に（患者・家族・その他 [ ] ）

(9) 肝炎ウイルス検査の受検や肝炎患者等への理解の促進のための住民等の普及啓発

（ はい ・ いいえ ） 「はいの方」は誰に（患者・家族・その他 [ ] ）

(10) その他 ※自由にご記入ください。

[ ]

【 県 番 号 】

## 認 定 証

【施設名】

【認定者名】 殿

貴殿を「福岡県肝炎医療コーディネーターの養成及び活用に関する要綱」  
第6条第1項に基づき、福岡県肝炎医療コーディネーターに認定いたします。

認定期間： 年 月 日から 年3月31日

年 月 日

福岡県知事 知事名

【 県 番 号 】

## 認 定 証

【施設名】

【認定者名】 殿

貴殿を「福岡県肝炎医療コーディネーターの養成及び活用に関する要綱」  
第6条第2項に基づき、福岡県肝炎医療コーディネーターに認定いたします。

認定期間： 年 月 日から

年 月 日

福岡県知事 知事名

